平成２４年（フ）第１８号
千葉県八千代市八千代台北15丁目２番12号
八千代台パーソナルハウスＰａｒｔ４―203号
債務者　中川　まき（旧姓高城）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３８号
千葉市若葉区みつわ台２丁目45番７号　カーサみつわ台H102号
債務者　ドウレイレイモンドこと　ＤＵＬＡＹ　ＲＡＹＭＯＮＤ　ＺＯＺＯＢＲＡＤＯ
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６０号
千葉市若葉区若松町2209　株式会社西船企業内、住民票上の住所千葉県勝浦市川津128番地の１
債務者　鈴木　佳明
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９７号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目７番３号　コーポ相葉Ⅱ102号
債務者　村雄　**舘**治
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７３号
長野県下伊那郡泰阜村6609番地５
債務者　中山　一広
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第７号
長野県飯田市八幡町516番地１
債務者　木下　　宏
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第６４１号
岐阜県各務原市蘇原月丘町１丁目１番地１　月丘団地３棟405
債務者　大里　弘子（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６５０号
岐阜市折立876番地２　アネックス久世212号室
債務者　井上　英徳
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
岐阜県可児市桜ケ丘３丁目32番地
債務者　森　　文香
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２２５号
名古屋市南区六条町４丁目79番地の６
債務者　大塚ゆきこ　ＯＴＳＵＫＡ　ＥＶＥＬＹＮ　ＳＵＡＲＥＺ
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５号
兵庫県加古川市尾上町口里189番地の３
債務者　三木屋　卓
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６号
奈良市雑司町67番地
債務者　辻井奈穂子（旧姓松木）
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目４番８－１号
債務者　渡邊　千鶴
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２０号
鳥取県米子市西福原９丁目18番20号　101号
債務者　松井美加子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第８号
鳥取県境港市清水町778番地１　ブライト104号
債務者　須﨑　　譲
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４３５号
広島市安佐南区大町東３丁目７番39―102号　メゾンパラジソ
債務者　小山　泰央
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６号
愛媛県四国中央市金生町下分978番地の２
債務者　石川　栄子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３号
愛媛県西条市野々市167番地７
債務者　國田佳代子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
松山地方裁判所西条支部